

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は

調理師業務 従事者届 を出しましょう



令和4年12月31日現在の状況を
令和5年1月15日までに
就業地の都道府県に届け出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています

厚生労働省

「知事指定届出受理機関」

●照会先：公益社団法人 **茨城県食品衛生協会**

〒310-0852 水戸市笠原町600-44 TEL 029-241-9511 FAX 029-241-8372
ホームページ <http://www.ib-syoku.jp/>

茨城県保健医療部生活衛生課・県内各保健所